二　航空機の航行の方法に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
三　遭難航空機の捜索及び救助に関すること（空港等及びその周辺における救助の実施を除く。）。
四　航空情報（電話による航空路航空情報を除く。）に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
五　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。
六　電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

5　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する事務（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものを除く。）をつかさどる。

6　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

7　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項、第四項及び第五項に規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

8　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

9　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項、第六項及び第七項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項まで及び第七項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで、第六項及び前項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

10　大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び第五項に規定するもののほか、電話による航空情報（電話による航空情報であって飛行場航空情報（電話による飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務に関連して提供するものをいう。以下同じ。）及び電話による航空路航空情報を除く。）に関する事務（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）並びに次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

11　那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項まで及び第八項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

（新設）

4　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項に規定するもののほか、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前三項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

5　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項及び第四項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

6　東京空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

7　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項から第五項までに規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び第五項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び前項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

8　大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

9　那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。